

公職選挙法の一部を改正する法律案に対する修正案

公職選挙法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第八十六条の改正規定を削る。

第五十条の改正規定を次のように改める。

第五十条第一項中「衆議院（小選挙区選出）議員」の下に「又は参議院（選挙区選出）議員」を加え、

「候補者届出政党は」を「それぞれ候補者届出政党又は参議院（選挙区選出）議員の候補者は」に改め、

「政見（」の下に「衆議院小選挙区選出議員の選挙にあつては、」を、「又は候補者届出政党」の下に「若

しくは参議院（選挙区選出）議員の候補者」を加え、同条第二項中「候補者届出政党」の下に「又は参議院

（選挙区選出）議員の候補者」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、参議院（選挙区選出）議員の候補者については、第四百四十一条第七項ただし書の規

定を準用する。

第五十条第三項中「参議院議員」を「参議院（比例代表選出）議員」に、「当該公職の候補者（衆議院

比例代表選出議員の選挙にあつては衆議院名簿届出政党等、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては参議

院名簿届出政党等。第五項において同じ。」を「それぞれ衆議院名簿届出政党等、参議院名簿届出政党等又は都道府県知事の候補者」に改め、同条第四項中「の放送」の下に「のうち衆議院（小選挙区選出）議員の選挙における候補者届出政党の放送」を加え、「すべて」を「全て」に改め、同条第五項中「第三項」を「第一項の放送のうち参議院（選挙区選出）議員の選挙における候補者の放送又は第三項」に、「すべて」を「全て」に改め、「候補者」の下に「（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては衆議院名簿届出政党等）」を加える。

第二百一条の六の改正規定を削る。

この修正の結果必要となる経費

この修正の結果必要となる経費としては、参議院議員の通常選挙について約四億円の増加となる見込みである。